大会開催のためのサンプル申請書
この申請は、すでにクラブで飛行空域許可取得済み空域を使用しての大会開催を前提とする。
申請は大会開催日の１０開庁日前までに行う。

記入は全て青字での記入が好ましい。

（様式１）

クラブ空域許可申請時と同一の管轄空港事務所長宛へ申請。

平成　●●年　●●月　●●日

無人航空機の飛行に関する許可申請書

●●空港事務所長　殿

大会開催場所のクラブ空域許可申請時と同一の責任者の名前、住所、携帯番号、メール・アドレスを記入。

代行申請
氏　　名　連盟　太郎
及び住所　東京都港区新橋 1-18-1　　印
（連絡先）　090-●●●-●●●
support@jmaf.jp

大会開催期間の年月日、何日間、飛行開始、終了時間を記入する。例：9：00 から 17：00 等

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	□空撮　□報道取材　□警備　□農林水産業　□測量 □環境調査　□設備メンテナンス　□インフラ点検・保守 □資材管理　□輸送・宅配　□自然観測　□事故・災害対応等 ■趣味　■その他（　大会開催　）			
飛行の日時	平成●年●月●日から●日の●日間　9：00 から 17：00			
飛行の経路	●●県●●市●●●　●●川、●●川合流点付近　水面上及び河川敷			
飛行の高度	地表等からの高度	●● m	海抜高度	●● m
飛行禁止空域を飛行させる理由	□進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域（空港等名称　　） ■地表又は水面から 150m以上の高さの空域 □人又は家屋の密集している地域の上空			
	（理由）●●大会開催のため			

大会開催と記入

クラブの空域申請時と同一高度で記入する。

●●大会開催のためと記入

（注）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

クラブの空域申請時と同一飛行経路を記入する。

クラブの空域申請時と同一高度で記入する。

（次頁に続く）

このページ備考以外は変更しない

無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	様式２、別紙１、別紙３及び別紙４の通り
無人航空機の機能及び性能に関する事項	様式２のとおり確認済 日本模型航空連盟が定める仕様　別紙４の通り
無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	様式３及び別紙３の通り
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	大会役員等により安全監視し、法令を遵守しての飛行 飛行マニュアル（別紙２）の通り
その他参考となる事項	【第三者賠償責任保険への加入状況】 ■加入している（■対人　■対物） 保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 商　品　名：個人賠償責任保険 補 償 金 額 ：対人、対物　１事故あたり１億円 □加入していない
備　　考	別紙１：無人航空機の飛行に関するクラブの飛行空域申請書 別紙２：クラブ規則 別紙３：大会参加者名簿 別紙４：模型飛行士登録規定 別紙５：大会要綱 飛行経路に関しては、●●年●●月●●日付　「無人航空機の飛行に係る許可書」第●●●●●号で許可を受けた空域を使用。 飛行空域に関して●●航空交通部に問い合わせ、高度 410m までの飛行であれば特に問題ないとの回答を受けた 平成 27 年 11 月 9 日　●●航空管制部　●●様対応 ●●フライングクラブ後援

別紙３は大会参加者名簿
別紙５大会要綱。
飛行経路に関しては、クラブで取得した許可書の内容を記入する。

空域許可を得ている申請クラブ名に後援と付け加えて記入する。

（様式２）

このページ変更しない

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

１．飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

製造者名	自作	名　称	別紙１の無人航空機の特徴欄による
重量※	日本模型航空連盟規定による	製造番号等	競技大会参加者名簿の JPN 登録番号による

２．ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、３．の項も記載すること。

改造の有無　　：　□改造していない　／　□改造している（→３．を記載）

３．ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

	確認事項	確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。	適 / 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	適 / 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	適 / 否
遠隔操作の機体	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	適 / 否 / 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	適 / 否 / 該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれが、できる限り少ないようにしたものであること。	適 / 否 / 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	適 / 否 / 該当せず
自動操縦の機体	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	適 / 否 / 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	適 / 否 / 該当せず

※最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

（様式３）

●●大会・参加者名簿の者（別紙３）と記入する。

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者「●●大会・参加者名簿の者（別紙３）」は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の４－２に掲げる飛行経歴・知識・能力を有していることを確認した。

確認事項			確認結果
飛行経歴		無人航空機の種類別に、10 時間以上の飛行経歴を有すること。	適 / 否
知　識		航空法関係法令に関する知識を有すること。	適 / 否
		安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能　等） ・取扱説明書に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目	適 / 否
能　力	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象　等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	適 / 否
	遠隔操作の機体	GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず
		GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を 90°回転（回転翼機） ・前後移動（回転翼機） ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	適 / 否 / 該当せず
	自動操縦の機体	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	適 / 否 / 該当せず
		飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	適 / 否 / 該当せず

平成　　年　　月　　日

飛行を監督する

責任者の所属・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※個人申請の場合には、飛行を監督する責任者の所属・氏名欄に署名するのみで差し支えない。

（注）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（別紙１）

平成　xx 年 xx　月　xx 日

無人航空機の飛行に関するクラブの飛行空域申請書

飛行空域周辺地図

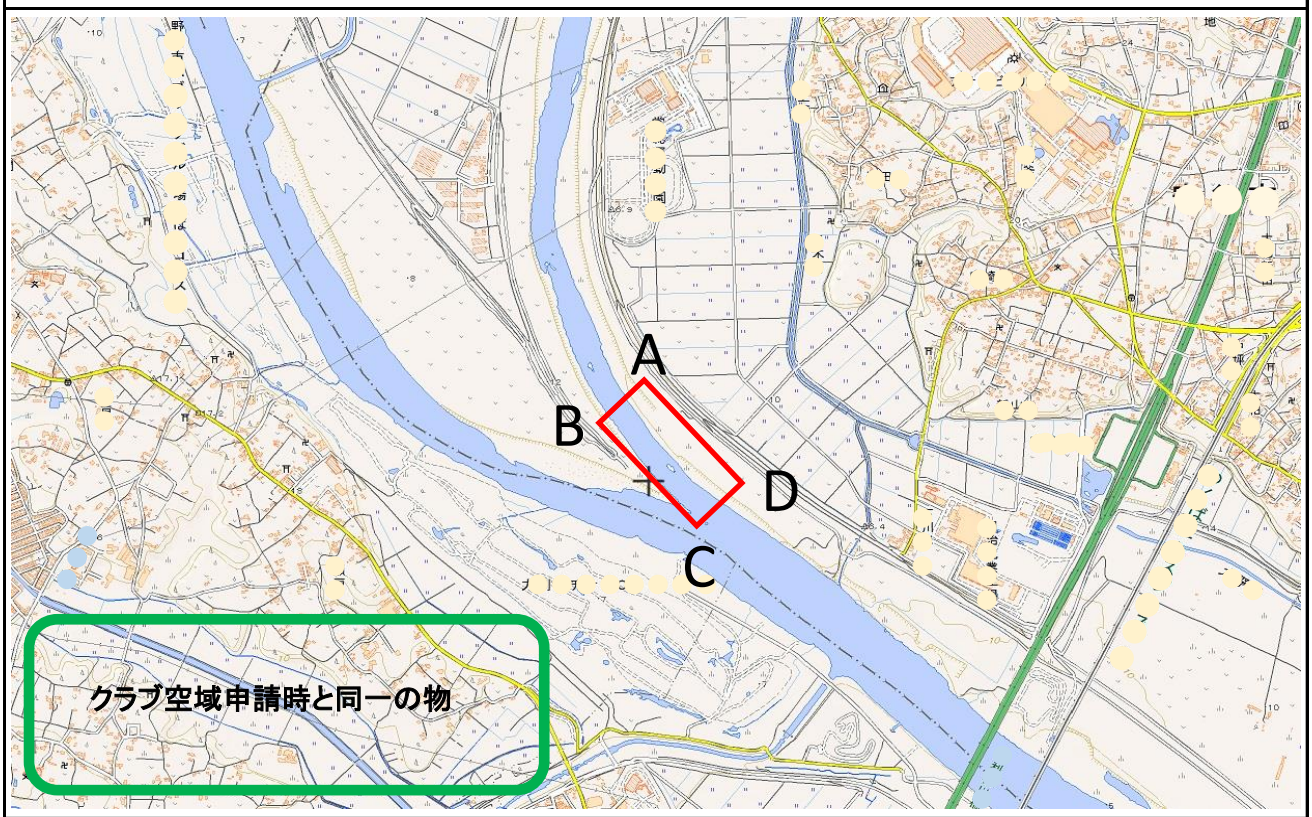

飛行空域の緯度・経度　　A，B，C，D，4点で囲われた空域

	緯度（北緯）	経度（東経）		緯度（北緯）	経度（東経）
A	XX度XX分XX秒	XXX度XX分XX秒	C	XX度XX分XX秒	XXX度XX分XX秒
B	XX度XX分XX秒	XXX度XX分XX秒	D	XX度XX分XX秒	XXX度XX分XX秒

代表的無人航空機の特徴（自作機）

■　固定翼機
塗色：多色
全幅：1.9m　　全長：2m

■　滑空機
塗色：多色
全幅：3m　　全長：2m

■　動力付滑空機
塗色：多色
全幅：2.5m　　全長：1.5m

代表的な操縦装置（プロポ）

（別紙2）

●●●フライングクラブ　安全飛行のための会則

飛行に関しては日本模型航空連盟模型飛行士登録規定に従い常に安全を最優先とする。

クラブ空域申請時と同一の物

1. 航空法等各種法令、規則を遵守して飛行する。
2. 飛行は日の出から日没までの間に行う。
3. 天候に常に留意し、飛行の安全に努める。特に強風時などには飛行しない。
4. 飛行前、飛行後の機体の点検を必ず実施する。
5. 酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。
6. 送受信機の機能及びバッテリーの状態をフライト毎に確認する。
7. 万が一を想定し、モーター又は発動機には必ずフェールセーフ機能を設定する。
8. 飛行空域内に人などが立ち入っていないか常に注意して飛行する。
9. 150m以上の高さの空域において飛行を行う場合は、飛行経路全体を見渡せる位置に、ラジコン機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
10. 航空機との衝突を避けるため、常に周辺を監視し航空機が接近した場合には飛行の中止等を行い航空機の飛行に影響を与えない。
11. 周囲の人に迷惑をかけない騒音対策等を行う。
12. ラジコン機等と地上又は水上の人又は物件との間には最低30m以上の距離を保つ。
13. 機体の所有者を明確にするため、JPN番号を機体に必ず明記する。
14. 日本模型航空連盟準会員の資格（第三者賠償責任保険）が切れていないか確認する。
15. 事故等※が起きた場合は、速やかに関係機関（●●空港事務所）に飛行に関する許可年月日及び番号、操縦士の氏名、発生日時及び場所、無人航空機の名称、事故等の概要、その他参考事項を報告し、クラブ責任者に連絡を取る。けが人が出た場合は、救助を最優先とする。
※事故等とは無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案を指す。
16. 物件のつり下げ又は曳航を行わない。
17. 150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる者は、許可書の原本又は写しを携行する。
18. 150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる場合は、予め●●空港事務所と調整した方法により、当該空域で飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを連絡すること。

● 回りの環境に配慮し、常に安全を最優先に考えた飛行に心がけること。

責任者の役職、氏名

申請空港事務所を記入する。

●●●●フライングクラブ会長

●●　●●

（別紙3）

大会名

●●●●大会・参加者名簿

	選手氏名	JPN登録番号 （個人識別番号）	郵便番号	住所	緊急連絡先 （携帯）	飛行経験	無人航空機 の特徴
1	連盟太郎	JPN33FXXXXXX	105-0004	東京都港区新橋1-18-1	090-xxxx-xxxx	1998年より飛行継続	自作機
2	新橋次郎	JPN33FXXXXXX	000-0000	東京都港区新橋1-18-2	090-xxxx-xxxx	1998年より飛行継続	自作機
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

選手氏名

JPN登録番号は必ず記入する。
（日本模型航空連盟の規定を使用しての申請のため）

選手住所

携帯番号

飛行経験は何年より飛行継続と記入

必ず自作機と記入

競技会開催に伴う大会参加者名簿、競技会開催10開庁日前までに提出すること。

日本模型航空連盟 模型飛行士登録規定

制定:昭和51年3月1日
改定:平成27年1月1日

模型飛行士登録の目的

日本模型航空連盟は、国際航空連盟（Fédération Aéronautique Internationale：F.A.I と略す）規約に定められた航空スポーツの理念に基づき、模型航空機及び模型宇宙機の飛行を行うものを登録し、その飛行に伴う責任の自覚と正しい知識・技術の向上により、安全性の確立をはかり、わが国模型航空の健全な発展を期することを目的とする。

模型飛行士登録規定

この規定に定める模型航空機及び模型宇宙機とは、F.A.I スポーツ規定セクションⅣ ABR 巻４C、模型航空機一般規定に準拠し、日本模型航空連盟会長の定める範囲をいう。

Ⅰ：飛行目的
航空スポーツ・レクリエーションの飛行に限られ、下記の目的には適用されない。
貨物輸送・農薬散布等の営業を目的とした飛行、軍事利用を目的とした飛行、企業・教育機関などの研究開発を目的とした飛行等。

Ⅱ：模型飛行士登録適用一般機体仕様限界
a. 最大重量（飛行時燃料を含まず）…… 15kg
b. 最大総翼面積（主翼・水平尾翼合計面積）…… 250d㎡
c. 最大回転翼面積（最大ローター排気面積）…… 250d㎡
d. 最大翼面荷重 …… 200g/d㎡
e. 最大ピストンエンジン合計排気量 …… 125cc
f. 最大タービンエンジン合計推力 …… 15kg
g. 最大無負荷動力電圧 …… 51V
h. 最大パルスジェットエンジン排気口径 …… 40mm
（但しパルスジェットエンジンの使用はコントロールラインのみ可能）

Ⅲ：国内模型宇宙機規定
日本モデルロケット協会制定の下記の範囲の模型宇宙機を模型飛行士登録適合機とする
a. 機体重量 …… 500g 以下（S7 競技機のみ 750g 以下）
b. 火薬量 …… 125g 以下（コンポジット燃料）

Ⅳ：フリーフライト国内級競技適合機
日本模型航空連盟フリーフライト委員会 フリーフライト国内級競技機規定の定める機体を模型飛行士登録適合機とする。

Ⅴ：無人航空機非適用規定
F.A.I の国際競技規定が存在しないマルチローターヘリコプター、自立航行式フライング・ロボット、トイプレーン等もその機種にかかわらず模型飛行士登録制度の保険適用対象外とする。

安全飛行のための付則

Ⅰ：回転翼に関する安全規定
a. 全金属製のプロペラの使用は認められない。
b. 全金属製回転翼の使用は認められない。
c. 修理品の回転翼およびプロペラの使用は認められない。

Ⅱ：ハイスタート等の安全規定
a. パチンコ式及びバンジースタート等、曳航索のないゴム等のみの発航は認められない。
b. 全金属製曳航索の使用は認められない。

Ⅲ：タービンジェットエンジン機、ガソリン機の延焼防止のための飛行場使用等の安全規定
a. 飛行場は舗装路面に準拠した滑走路を草地以外に有するか、草地の場合、延焼を防止するため離着陸域を十分に刈り込み、飛行場内に刈り込み後の枯れ草等を放置しない。
b. 有効な消火機材（消火器等）を待機場に準備しなければならない。

Ⅳ：複数機同時飛行の安全規定
複数機の同時飛行は可能な限り回避し、同時飛行を行う場合は、空中衝突による墜落事故を想定した地上安全領域を確保しなければならない。また事前の合意に基づく、競技中の同時飛行およびクラブ内での同時飛行時の空中衝突にともなう双方の機体物損は、第三者賠償責任保険物損の申請対象としない。

JAPAN MODEL AERONAUTIC FEDERATION

模型飛行士登録の手続き

Ⅰ：新規登録申込用紙の入手、申請
日本模型航空連盟 模型飛行士登録係に連絡して所定の模型飛行士申請書兼払込用紙を入手し、必要事項を記入し申請者の署名および捺印を行い、同時に申請者は自己の使用する模型航空機の耐空性および自己の心身機能が模型航空機の操作に支障ないことを誓約する。ただし申請者が未成年の場合は保護者の承諾を必要とする。

Ⅱ：登録の種類、有効期間
模型飛行士登録は１年登録とする。登録受付の日を登録日とし、有効期間は登録日から１年後の午後 12 時までとする。

Ⅲ：登録更新の手続き
登録の更新はその有効期間が終了する約一カ月前に日本模型航空連盟 模型飛行士登録係より送付される更新申請用紙兼払込用紙に必要事項を記入、申請者の署名および捺印をして、更新の手続きを行う。前回登録の有効期間内に更新手続きを完了すれば、前回有効期間の終了日の翌日が新しい登録期間の開始日となる。

模型飛行士登録記号番号（登録番号）

模型飛行士には模型飛行士登録記号番号（NATIONAL IDENTIFICATION MARK & NUMBER）が付与され。有効期間が明記された模型飛行士登録証が送付される。登録番号の表示方は I.O.C（国際オリンピック委員会）で規定する日本国籍番号「JPN」、模型飛行士の住所の都道府県を識別する２桁の数字、模型飛行士の F.A.I 識別記号「F」および登録の順に割り当てる６桁までの数字からなり、この順で配列する。模型飛行士は自己の模型航空機に登録番号を表記し飛行を行う。（F4C スケール機、F1D 室内機等は除く）　（例）JPN33F123456

登録の終了・失効

Ⅰ：登録は下記の場合終了する。
a. 登録者本人が申し出たとき。
b. 登録期間が終了したとき。
c. 登録者が死亡したとき。

Ⅱ：登録の失効
a. 模型飛行士に付与された登録番号は、有効期間を過ぎ一定の期間（約１年）内に更新手続きを行わないとき、取り消され、その登録番号を復活し再度の登録を行う事はできない。
b. 日本模型航空連盟会長が、安全管理上の理由等により登録の取消しを行ったとき。

登録証の提示

Ⅰ：模型飛行士は、F.A.I. スポーツ規定に準拠して日本模型航空連盟の主催、公認、承認した選手権大会、競技会、記録会、飛行会等に参加するときは、有効な模型飛行士登録証を主催者に提示しなければならない。

Ⅱ：模型航空団体または模型航空関係機関が必要と認めるときは、有効な模型飛行士登録証を主催者に提示しなければならない。

第三者賠償責任保険

Ⅰ：模型飛行士は、登録日をもって、日本模型航空連盟が契約する第三者賠償責任保険に加入したものとする。

Ⅱ：登録者は、その有効期間中に国内において模型航空機を取扱い、または飛行させることにより第三者の身体、または財物に損害を与えた場合、損害の賠償に当たり、保険金の請求をすることができる。

Ⅲ：第三者賠償責任保険の期間、保険金の限度額および免責額は、前項の損害が発生した時点で有効な保険契約内容によるものとする。

Ⅳ：第三者賠償責任に関わる保険金の支払請求、その他の手続き等については日本模型航空連盟が契約する第三者賠償責任保険の定めるところによる。

Ⅴ：模型飛行士は、新規登録時の氏名、住所、電話番号等申請時の事項に変更があったときは、速やかに文書で通知しなければならない。

Ⅵ：模型飛行士登録証の再交付を希望する者は、その理由を付し、再交付申請料をそえて再交付申請手続きをすることができる。但し、再交付された登録証の有効期限は、原登録証の有効期限と同じとする。

Ⅶ：一旦納入された登録料および申請料等の返金はしない。

模型飛行士登録申請料金

１．新規登録及び更新は下記の１年登録料金 3,000 円となります。

新規登録には２週間ほどかかる場合があります。

１年登録料	3,000 円

２．登録証の再発行申請手続きは氏名、住所、電話番号、JPN 登録番号と再発行希望のメモ書きを同封し、下記の料金を現金書留にて日本模型航空連盟模型飛行士登録係に郵送して下さい。

再発行申請料	1,100 円

日本模型航空連盟
模型飛行士登録係
〒105-0004
東京都港区新橋1-18-1 航空会館内
TEL 03-3591-6606　FAX 03-3502-1556
受付は月～木の10:30～16:30
（12:30～13:30・祝日は除く）

「加入者証」

他人（第三者）にケガをさせたり、他人（第三者）の物に損害を与えた場合に備えて

TOKIO MARINE NICHIDO

航空スポーツを行う人は、他人に迷惑かけないことを念頭におかなければなりません。
このため、日本模型航空連盟では東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」）と契約し登録された方全員に個人賠償責任保険（以下「保険」）を付けています。この保険は団体で契約しているため、各登録者には証券は発行されませんが、あなたの登録証に記載された登録番号（JPN○○…）が保険番号として使われます。又保険は登録証の有効期間中におきた事故が対象となります。

1. 保険の対象

登録者であるあなたの模型航空機の操作によって、他人（第三者）へケガを負わせたり、他人の物を損壊してしまった時など、日常生活に起因する偶発的な事故が原因で法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。したがって、あなた自身、あなたの所有物は、対象となりません。また、法人・使用者等の責任は本保険の対象となりません。

2. 保険の最高限度額および免責額

最高限度額は1事故あたり1億円です。なお以下の免責額を超える損害に対し最高限度額を限度として保険金を請求することができます。

免責額	50,000 円

3. 保険金を請求できる事故

模型航空機の操作によって、誤って他人へケガを負わせた場合（対人）や他人の物を損壊してしまった場合（対物）に、相手に支払わなければならない法律上の賠償責任に基づく賠償金（治療費や修理費など）や関連して支出した争訟費用などを保険金として請求できます。

4. 保険金を請求できない主な場合

次の場合、保険契約上は免責となり、保険金は請求できません。

a．保管中、組立中に生じた事故
b．故意に起した事故
c．他人から借りたり預ったものに生じた損害
d．同居している親族に与えた損害
e．戦争・暴動・天災等に起因する事故
f．被保険者の職務遂行に起因する賠償責任

5. その他の注意事項

a．事故が起きた場合、あなたの不必要な負担を避けるためにも、速やかに以下に記載の**「東京海上日動の事故受付デスク」**にお電話ください。
b．あなたが他にこのような保険に加入されている場合は、事故報告の時にその旨必ずお申し出ください。この場合は、両方の保険から分担して保険金が支払われます。
c．保険会社の同意なく示談した場合、保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

6. 保険の内容に関する一般的な問合せ

東京海上日動火災保険株式会社 航空保険部 営業第2課
〒100-8050　東京都千代田区丸の内1-2-1
03-3285-1731
受付は月～金の9:00～17:00＜祝日は除く＞

万一事故が起きたら

24 時間 365 日受付の「東京海上日動の事故受付デスク」
TEL：「0120-119-110」へ直ちに連絡

「日本模型航空連盟の第三者賠償責任保険の被保険者である」ことと、次の内容を正確に伝えて下さい。

a. あなたの登録番号・住所・氏名・電話番号
b. 事故の発生の日時・場所
c. 事故の状況
d. 相手（被害者）のケガ・損害の程度
e. 被害者の住所・氏名・電話番号

大会申請の場合
必ず大会要綱を（別紙5と書き）添付する。